

平成二十七年三月二十日受領
答弁第一三三二号

内閣衆質一八九第一三三二号

平成二十七年三月二十日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 町 村 信 孝 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出北方領土択捉島に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出北方領土択捉島に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの報道については承知している。

二について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、政府として、北方四島における動きを注視している。

三について

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、北方四島は現在に至るまでロシア連邦によって法的根拠のない形で占拠され続けていると考えている。

四及び五について

先の答弁書（平成二十五年十月二十九日内閣衆質一八五第一六号）三及び四についてでお答えしたとおりである。

六について

お尋ねの「招待状」は特段発出していない。

七について

プーチン・ロシア連邦大統領の訪日については、平成二十六年二月の日露首脳会談において、安倍内閣総理大臣と同大統領との間で、これを実施することによって一致している。また、同年十一月の日露首脳会談において、両首脳は、平成二十七年の適切な時期に同大統領訪日を実現するための準備を開始することによって一致している。したがって、「招待状」を発出する必要性を認めていない。具体的な日程については、現時点では決まっていない。